漢六朝期における大土地所有と經營（下）

渡邊信一郎

目次

はじめに
一　耕地の存在形態
二　富豪層の家族形態（以上前號）
三　傭作・小作農民
四　富豪經營
おわりに

三　傭作・小作農民

前章において我々は、富豪層の所有地の中核的勞働力をなした大家族について考察を加えた。本章では、一應かかる富豪經營の外延に存在し、それと様々な形態で關係した農民の存在形態が、考察の對象となる。かかる農民は、その勞働形態によって、傭作と小作とに大きく分類できる。我々は、まず傭作の具體的な存在形態を考察することにしよう。

傭作とは、一般的に雇賃を給附され、そのかわりに勞役を提供する勞働形態を言う。漢六朝期にあっては、かかる勞働形態は、傭作[77]・客作[78]・傭賃[79]・傭等[80]と呼ばれた。そして、その勞働内容も多岐に渉っている。しかし、農耕[81]が太半を占めたことは想像にかたくない。彼らは、現物を給與される場合の他、帛・食事・金錢の給附[82]を受ける場合があった。殘された例から見れば、その額は月にして一千錢から數百錢であった。[83]

かかる一般的な傭作形態には、前章で言及した太平經に見える長期的傭客の他に、短期的傭客・日傭形態が見られる。當時の史料には、短期的傭作の例が多見する[84]から、史料の偏在を考慮しても、その方が多かったと考えられる。かかる短期的傭客も、長期的傭客と同様、富豪の指揮下にその田地を耕作した。その限りでは、彼らも富豪經營—直營地の勞働力を構成したと言える。しかし彼らは、富豪經營の中にその家族の一部として包括されていた長期的傭作とは、性質を異にしていた。何故なら、彼ら短期的傭客は、劉裕（宋武帝）のように自ら耕具を持ち[85]、また歸るべき家をもっていたからである。彼らはまた概ね貧者であった。しかし貧とは言え、彼らの多くは、吳郡の岑氏のように、田業に精勤すれば「生活に必要な經費は十畝の田地でまにあうが、他の入用には傭[86]」賃してまにあわせる人々であった。決定的な相違點はここにある。彼らは概ね小經營農民なのであった。彼らは、自己の所有する耕地が少ないために、自らの耕地のみでは再生產不可能なのである。それ故、自己の小經營を再生產してゆくには、一時的に傭作者として他の經營の勞働力となる必要があったのである。かくして、富家に包攝され「奴使」された長期的傭客とは異なって、彼らの富豪に對する隷屬性が稀薄であったことは、自明の理である。

ところで、かかる一般的傭作の他に、江南では「十夫客（傭）」と稱する傭作が見られた[87]。これは、定量の勞働（十夫）[88]を質に、雇主から勞賃を前借りする形態である。この場合には、傭作に債務關係が入ってくる。したがって、一般の傭作に比すれば、その雇主への隷屬度は高くなるであろう。十夫客は、範疇的には債務奴隷に屬するものである。しかし注意すべきは、郭原平や吳達之の例で明らかなように、彼らが耕地と宅地とを所有する、歴とした小經營農民だったことである[89]。それ故、定量の勞働によって質を償えば、彼らは、もとの「自由」な農民にもどり得たのである。とは言え、六朝期江南においては、債務關係の導入によって、傭作形態は富豪經營に對するその隷屬度を強化しつつあったことが分かるのである。

ともあれ傭作形態は、南朝ですこぶる盛行した。かかる傾向は、「課戸二萬戸の内、財產評價額の三千錢（土地だけに見

積っても約十畝）に滿たない貧民が、殆んど半數を占め[91]」た山陰縣の例を見るまでもなく、江南における農民層分解の進行の深さを示すものである。しかし北朝の場合、傭作は南朝ほどには盛行しなかった。これは、一つには五胡期の爭亂によって析出された荒蕪地が存在し、耕地に餘裕があったからであろう。しかし、爭亂が一應安定した北魏中期頃から、北朝にも傭作の例は散見する[92]。だから、南朝ほどではないにしても、北朝で傭作が行なわれたことは確かである。

以上の考察を通じて見れば、一概に傭作とは言っても、その中には主家に對する隷屬度の高いものや、長期・短期など樣々な形態のあったことが分かる。そして、概ね彼らに共通する性格は、彼らが小經營農民だったことである。

小作形態に移ろう。この勞働形態は、漢代においては「假作」と呼ばれた。かかる假作形態は、六朝期に至ってほとんど姿を見せなくなる。とりわけ、漢代において小農民保護の役割を果した公田假作の例は少ない。これは、この時期における國家權力の弱體化を端的に表現している。むしろ當時にあっては、私的な小作が盛行していた。魏晉期の租牛客[93]・南朝の佃客[94]・北朝末の浮客[95]などは、その具體例である。我々は、かかる小作形態の實態をまず考察することにしよう。恰好の史料がある。梁武帝大同七年（五四一）の詔に次の如く見える。

> 聞けば、この頃富室・豪家が公田を占奪すること多く、高い稅を取って貧民に耕作させておる由。時政を妨げ害をなすこと甚だしいものである。今より一切豪家に公田を假與することあいならぬ。すでに假與したるものは、特に許して追奪しない。さても、もし富室が貧民に種・糧を給附し、共に營作するものであれば、この禁例の限りではない。[96]

この史料は、數少ない公田假作の例[97]である。しかし公田そのものは、すでに占奪されて私田化していたと見なければならない。それは、詔書發令後につき富豪への公田假與を禁止したものではあっても、すでに假與したものについては「追奪しない」という條項のあることによって知ることができる。ここでまず明らかなのは、當時の公田がすでに富豪層によって侵奪される傾向にあり、そこに現われた公田假與が私的關係へと轉化しつつあったことである。これは、まぎれもなく富豪層による私的支配の發展過程の一齣を示しているのである[98]。だが、ここでさしあたって問題とすべきは、公田假與

を通して現われるこのような國家—富豪關係ではなく、富豪層の公田經營方式を通してたち現われる富豪—貧民關係なのである。この場合の公田は、今述べたようにすでに私田化していた。したがって、そこにたち現われるこの關係は、富豪層の當時における一般的な私田經營の反映であったとみなして、何らさしつかえないであろう。

さて、詔書に現われた富豪と貧民との關係を見ると、そこに二つの小作形態の存在したことが分かる。第一の形態は、高い地代—一般的に收穫物の二分の一乃至三分の二[99]を收取し、耕地を貸與するものである。この場合富豪は、小作農たる貧民に土地を貸與し、彼らから地代を收取するだけで、耕作—勞働過程には、直接的に介入しなかったかの如くである。貧民に卽して言えば、彼らは小作農としてではあれ、土地を借りることにより、自己の小經營を富豪經營の外部に維持していた。つまりそこには、一應富豪經營から自立した小經營が看取されるのである。

第二の形態は、種もみと糧食とを與えて、富豪が貧民とともに經營・耕作するものである。この形態は、種もみを貧民に給與しているところから、小作の一形態と見なし得る。しかしこの場合、富豪は、貧民と共同で營作している。つまり、經營・勞働過程の一定部分を自己のものとしている。しかも彼らは、種糧を給附して貧民の作物選擇權を奪っている。それ故、富豪に對する小作農の依存度は第一の形態に比してより高い。つまり、小作の第二形態においては、小經營が富豪經營の外延に存在する點で、相對的には自立しているものの、それ自身では自立し安定した經營をなし得ないのである。

以上、當時の小作には比較的高い自立性をもつものと、ほとんど自立した經營を行ない得ないものとの二形態があった。では、かかる二形態のうちどちらが一般的な形態であったのだろうか。そこで注意すべきは、當時もっとも先進的であった富豪經營（後述）の內部に形成されつつある小經營ですら、なお萌芽的であり、相對的には自立していなかったことである。これは、かかる小作形態をも含めて、當時一般的に自立した小經營がなお未展開であったことを表わしている。何故なら富豪經營內部の小經營やその外部の小經營のあり方を規定するのは、彼らがともに立脚していた當時の一般

的生産力段階なのであるから。それ故、論理的には非自立的な第二形態こそ、當時における一般的な小作形態であったはずである。現實にも、日頃は「富人に奴事」しながら、一旦不作の際には、主家にみはなされて「溝壑に流離」しなければならなかった後漢末の下戸の存在は、かかる非自立的な小作が當時一般的であったことを傍證している。かく考えれば、二つの小作形態は單なる類型としてではなく、非自立的な第二形態から自立した小經營による第一形態へ、という小經營の二つの發展段階を表わしたものと言える。ともあれ以上は推論にすぎない。かかる推論の當否は、當時の生産力段階を具體的に表現する勞働過程を明らかにすることにかかっている。この問題にたち入るまえに、その前提として以上の考察を總括する意味で、我々は富豪層の土地所有と經營との形態的構造をふり返っておこう。

まず富豪層の土地所有は、「一圓」的所有とその散在性との統一として存在し、その大部分が直營地として富豪自身によって經營された。かかる直營地の勞働力には、富豪層の家父長制家族、とりわけ家內奴隷が使用され、その他に外部の小經營から一時的に析出されてくる傭作が用いられた。直營地以外の所有地は、外部の小經營によって小作された。當時の一般的な小作形態は、富豪經營の外延に存在しはするものの、富豪經營を前提としてはじめて安定した經營をなし得る非自立的小經營によるものであった。そして、このような小作形態の他に、地代の收取を通じてのみ富豪經營と關係する、比較的自立度の高い小經營による小作も部分的には存在した。

では、かかる形態をもつ大土地所有は、そしてそこに見られる富豪經營と小作の小經營とは、どのような構造・性格をもったものとして、把握されるべきであろうか。我々は、今一度それを、それが立脚していた當時の生産力—とりわけその社會的諸條件をなすものとしての勞働過程の考察を通して、明らかにしなければならない。

四　富豪經營

我々は、富豪經營のあり方を、ここでは史料の比較的多く殘存する華北を中心として、その直接的な勞働過程に卽し

て、考察を加えてみることにしよう。したがって、流通過程—富豪層の商業行爲や再生産過程は、すべて捨象する。その意味では、より抽象的・部分的な富豪經營を對象とするにすぎない。だがそれは、一面的であることを意味するものではない。むしろ、より端的に富豪經營をとらえることができるであろう。なぜなら、直接的な勞働過程は、富豪經營のみならず、すべての經營の基幹部分をなすものであり、それぬきには流通も再生産も問題にならないからである。ともあれ、我々はまずかかる考察の前提として、從來の農業史の成果をもとに、當時の一般的な技術段階を見ておこう。

天野元之助氏によれば[101]、中國における生産力發展の劃期の第二は、魏晉南北朝期にあった。それは、スキヘラ・耬犂などの勞働手段の發達、それに伴なう牛力の一層の利用、旱地農法の成立など、農法・農耕技術の進歩を基礎としていた。今少しこれを前代と比較しながら考えてみよう。

一般に華北における穀物作の生産行程は、耕起→整地→播種→管理（中耕除草）→收穫貯藏の諸過程に分けることができる[102]。この過程にそって考えてみよう。耕起過程においては、三國期頃からスキヘラの裝置された有床反轉犂が現われ、深耕が可能となっている。これに相應して從來の春耕のほか、氾勝之段階では注目されなかった、秋耕が行なわれるようになり、耕起が播種と分離され、より集約的で安定した農法が展開されている。整地過程においても、漢代にあっては耕起後ただちに勞したのに對し、六朝期には、反轉犂の利用に伴なって耕起した土塊が大きいため、まず耙（ツースハロー）をかけて土塊を粉碎したのち耮（ニットハロー）をかけてマルチ層を作るという、耕—耙—勞の整地體系が部分的に出現している。またこれら整地器具は、鐵齒耙など畜力牽引によって操作されており、一段とその效率を高めている。かくして、乾地農法の鍵鑰をなす土中の保水が一層安定し、華北乾地農法は、六朝期に至って古典的な完成をみたのである。さらに播種過程においては、氾勝之段階の手蒔きと異なり、耬犂による畜力播種が廣汎に採用されて、畜力牽引による耕（作條）—播種一貫作業が成立している。中耕管理過程においては、手耨耕を基礎としてはいるものの、部分的には耬耩など畜力中耕が出現している。更に收穫後の加工には、水力利用の碓・磨が發達し、穀物の大量精白を可能としている。

このように、齊民要術段階では、古代の耒耜（ふみすき）—耰（くれうち）—手蒔きの體系に代り、犂—畜力用整地具（鐵齒耙・耮）—畜力用播種器（耬犂）—畜力用中耕器（耬耨）の體系が展開・完成されていたのである。つまり、鐵製農器具の改良・それに伴う畜力利用の増大などの技術革新が、華北の平畦耕作を完成させ、より高い勞働生産性をもたらしていたと言えよう。

一方、その地力再生産—土地利用の方式をみると、華北では漢代の代田法段階においてすでに休閑地利用（易田）段階を脱していた。要術段階では、穀物作と大豆などの作物連作の普及、施肥法の革新とそれに伴なう施肥の保澤效率の増大などにより、その土地自身によって地力回復が行なわれるようになっている。かかる農法上の革新に附合して、米田賢次郎氏の説かれる如き二年三毛作の普及[103]がこの時期にみられるのである。つまり、土地生産力の増大が六朝期においては見られたわけである。

以上、六朝期華北における農業技術・農法を見てくるなら、それは、六朝期を生産力發展の劃期と考えられる天野氏の見解を充分に支持し得るものである。ところで、我々が問題にしようとしているのは、このような一般的生産力段階ではない。かかる農法・農耕技術を基礎として表現される、個々の經營のあり方であった。かくして我々は、富豪經營のあり方をその根底から規定している勞働過程へと眼を向けねばならない。

勞働過程は、一般的に勞働を遂行するために用いられる生産手段と勞働力との量的構成によって表現される技術構成的側面と、それと相互に規定しあいながらその勞働を規制・媒介してゆく人と人との組織的側面との統一として表われてくる。我々は、便宜上この二側面のそれぞれについて見ることにしよう。まず技術構成的側面から。

我々は、まず生産手段の量的構成からはじめることにしよう。その場合我々は、考察の中核を何に求めるべきであろうか。そこで注意すべきは、すでに述べた如く耕起—播種過程で用いられる反轉犂・耙（鐵齒楱榛）・耮・耬犂等が、すべて畜力をその牽引動力としていることである。したがって、當時の先進的技術が充分發揮されるためには、畜力—とりわけ

牛の所有を必須とした。我々は、かかる牽引動力—牛を中核として考察を進めねばならない。

さて、かかる牽引動力としての牛は、農耕に使用される場合、「具牛」として表現されている。たとえば、前秦の名臣王猛が、その子王皮に十具牛をもって田地の經營を行なわせようとしたことは、その例證である。[104] ところでここに見える「具」とは、「牀張一具」[105]や「弓箭一具」[106]などの用例から分かるように、同一目的のために使用される二種以上の器具のセットを表わす數詞である。したがって、一具牛は牛のみのセットを指すのではない。耕起に使用される一具牛であれば、それは當然牛・犂及びその他の補助器具のセットを意味するはずである。具體的には、考古學資料がそれを說明してくれる。たとえば、徐州睢寧縣の漢代の畫像石には、横に連結された二匹の牛が補助器具によって連結された一箇の犂を牽引している圖がある。[107] 全く同樣の例は、一九七一年に內蒙古和林格爾縣で發見された東漢時代の壁畫をはじめ、他に二・三の例證がある。[108] このことはまた、崔寔が遼東で目擊した耕犂が「既にして兩牛を用い」[109]ていることによっても確認できる。以上によって、「一具牛」とは、犂・耙・耨などの農具と、基本的にはそれを牽引するために互に連結された二匹の牛とのセットであったことが分かる。[110]

では、かかる一具牛によって可能とし得る耕地の經營面積はどれほどであったのか。我々は、ここに齊民要術卷頭雜說の記述を知っている。そこでは、一具牛に相應する適正經營面積として、小畝三頃—大畝一頃三五畝が記されている。[111] ところで、すでに米田賢次郎氏の研究で明らかなように、この小畝は百步を一畝とする周畝であり、大畝は二四〇步を一畝とする漢畝であった。[112] したがって、卷頭雜說の原型が書かれたと思われる二世紀〜五世紀[113]の公的畝制（二四〇步一畝制）に卽して言えば、[114] 一具牛に相應する適正經營面積は、概ね一・五頃前後であったと考えられる。そして、ここへ來てはじめて我々は、第一章で考察した富豪層の土地所有が多分に散在性を有するにもかかわらず、個々には頃單位で計られる「一圓的」所有であった理由を明らかにし得る。それは、とりもなおさず富豪經營が上述の長床反轉犂を裝置した、一具牛を單位とする經營を行なっていたからに他ならない。

以上我々は、生産手段の考察を通じて、勞働過程における技術構成のあり方を見てきた。次に我々は、更に「勞働力」を導入して、より具體的な技術構成を考察してみよう。我々はこれを、耕起—整地・播種・管理・收穫の諸過程について考えてみよう。耕起—整地過程は、秋耕と春耕とに分けられる。「秋耕は土の背白らむのを待って勞する」(要術耕田第一)。したがって、一具牛を使って耕起してゆく者一人が、更に耕起した一具牛の犂を耮にとりかえて、整地を終えることも可能である。つまり秋耕—整地では、牛力の弱化を度外視すれば一具牛一人ですむこともあり得る。春耕の場合は「耕やすはしから勞してゆく」(要術耕田第一)。したがって、一具牛を使って耕起してゆく者一人と、その後で少なくとも一牛を使って勞してゆくもの一人が必要である。つまり、春耕では、二〜三牛二人が少なくとも必要になる。

次に播種過程を見よう。そこでは、一具牛を使用して耕起作條するもの一人、その後を播種するもの一人、播種後の覆土鎭壓を行なうもの一人、と最低三人を必要とすることは疑いない。たとえば、代田法では二牛三人が用いられている。[115] また崔寔が遼東で目擊した耕犂は、二牛を引くもの二人、その二牛に牽引された犂を操作し耕起作條するもの一人、播種するもの一人、耮を挽いて覆土鎭壓するもの二人、計二牛六人を使用している。[116] 更に、嘉峪關市で發見された東漢晩期に屬する墓群の第一號墓壁畫には、二牛に引かせた犂を操作し耕起作條するもの一人、播種するもの一人、二牛に引かせた耙を操作し覆土鎭壓するもの一人、計四牛三人による二隊列の播種過程を描いたものがある。[117] つまり、ここでは八牛六人による播種過程が行なわれているわけである。この場合は、遼東の耕犂に比して畜力の多用により、一段と集約化が進んでいることは言うまでもない。ともあれ以上の檢討から、播種過程では、三〜六人の勞働力が用いられたことが分かる。

ところで、かかる播種過程とは別に、もう一つの播種形態が見える。前の嘉峪關漢墓の第三號墓壁畫には、一人が前で牛を驅りながら作條し、一人が後で播種するという一(?)牛二人の播種過程を描いたものがある。[118] また要術段階で特徵的なのは、耮犂の使用である。この耮犂は、無床犂に播種器がとりつけられたものであり、一牛一人で作條・播種される。[119] 覆土鎭壓には、播種後に槎が挽かれることもあり、また耮犂操縱者によってその足で鎭壓される場合もある。[120] したが

って、以上二例の場合には、一牛・一乃至二人による播種が行なわれていることになる。ではこれは、先の播種過程との關係において、如何なる事態を表わすのであろうか。ここで注意すべきは、耬犂が無床犂であって、純然たる播種過程のみを行なうものであったことである。それ故、耬犂による播種には、それと獨立した耕起整地過程が前提されていた。[122] また、嘉峪關第三號墓の壁畫には、かかる播種過程を描いたものの他、耕起過程と整地過程とをそれぞれ單獨に描いたものが見える。[123] したがって一牛二人による第三號墓の播種も、耕起整地過程を前提とし、それらとは一應獨立した播種過程を描いたものと言えよう。つまり、耬犂もこの第三號墓の犂も耕起を目的としたものではなく、播種のための作條を目的としたものであった。それ故にこそ、兩者ともに一牛で牽引できたのである。とすれば、先の嘉峪關第一號墓の四牛三人及び遼東の二牛六人による播種過程は、春耕整地過程をも含めて一貫してなされた、耕—種過程であったに違いない。それは、兩者がその耕起過程と同じく牽引動力として二牛を使用していることや、嘉峪關第一號墓の壁畫に「耕種」と題されていることからも傍證できる。この二つの播種過程を比較した場合、播種過程の獨立した後者の方がより先進的であり安定した農法であることは言うまでもない。なぜなら、個々の過程が畜力牽引を中核として獨立して行なわれるために、より入念細密な作業が可能となるからである。しかしながら、耬犂などの使用される後者の播種過程でも、その勞働力について耕起から播種までを一貫して見るならば、四・五人の勞働力を必要としたはずである。

ところで、今までは耕起—播種のそれぞれの過程に必要な勞働力についてみてきたわけである。しかし、耕—種過程は、秋耕を別とすれば春期に連續して行なわれる。とりわけ雨期の關係によってその最適時が短い華北にあっては、短期間に行なわれねばならない。それ故、耕—種過程は、現實には様々な形で複合的に表われてくる。その經營規模が大きければ大きいほど、それはより複合的に表われてくるに違いない。また、かかる直接的勞働力の他に、食糧・種子運搬などの補助勞働も必要である。したがって、そこで投入される勞働力も、三〜六人ではなく、現實には今少し多人數—恐らく十人近くを要したはずである。ともあれ我々は、耕—種過程で一具牛につき少なくとも三〜六人の勞働力を必要としたこ

とが分った。次に管理過程について見ることにしよう。

我々は、ここではもはや一具牛を規準とすることができない。なぜなら、六朝期における中耕除草—管理過程は、人力による耨耕—所謂モンゴル・ブルーをその基礎としていたからである。しかし、我々には恰好の史料が殘されている。それは、當時「傭」と呼ばれた勞働交換である。その内容は、牛をもつ家ともたない家とが、播種過程と管理過程との勞働交換を行なうことである。その比率は、牛をもつ家が牛を使って二〇畝に播種するのに對し、牛をもたない家が耘鋤七畝を償うものである。(124) つまりここでは、耘鋤の勞働量は、牛—恐らくは耬犂を利用した播種の勞働量の約三倍と考えられていたわけである。したがって、これを先の播種過程のみの勞働力一～二人に對比すれば、管理過程にはその約三倍の勞働力三～六人が必要となるはずである。

次に收穫期の勞働力を問題としよう。收穫は、適時にすばやく行なう必要があった。(125) したがってかなりの人數を要した。たとえば、具體的な經營面積は不明であるが、法顯は同學僧數十人と稻刈りを行なっている。(126) これから考えて、收穫期においてもやはり最低十人前後の勞働力を必要としたであろう。

以上、その耕起から收穫まで一貫した勞働力を考えれば、一具牛、一・五頃前後につき十人前後の勞働力を必要としたことが分かる。ところで、一具牛はセットであった。それにつり合うだけの農器具が用いられて、はじめてセットたり得るものであった。したがって、一・五頃を經營するためには、少なくとも二頭の牛を必要とした。それにともなって一箇の犂・耬・耮・耬犂、その他の中耕用農具などが必要となる。したがって、當時の技術段階に相應した先進的經營をなし得る、最も基本的かつ最小限の技術構成は、一・五頃前後の耕地、一具牛（少なくとも二牛とそれに牽引される犂・耮・耬犂などの農具）、十人の勞働力から編成される。(127) かくして我々は、勞働過程の今一つの側面—組織的側面へと眼を向けねばならない。

勞働過程の組織的側面とは、先述した技術構成をもってなされる勞働を規制、媒介してゆく人と人との組織的關係であ

る。それは、前に考察した技術構成に相應して表われる。したがって、ここで我々が考察の前提とすべき要素は、すでに整っている。そこで、當時の基本的技術構成を見ると、それは、その勞働力として十人前後を必要とした。そして、具體的に春さきの耕—種過程を例にとれば、遼東の耕犂による耕種が二牛を中核とする六人の協業によって、あるいは嘉峪關第一號墓の耕種が四牛を中核とする三人の協業によって遂行されているように、それは小規模協業として現われている。それ故、生産行程の全過程についてみても、基本的技術構成に相應する勞働の組織は、まず數人乃至十人前後による小規模協業として現われてくるのである。ところで、かかる小規模協業では、自ら「農桑を勸督」した祖逖の例[128]にみるように、概ね家父長によって指揮されていた。かかる家父長は、一方で陶淵明のように自ら勞働力となって働いている。[129]つまりそこでは、專業としての監督勞働が未分化なのであり、明確な分業は成立していない。したがって、基本的技術構成に相應する勞働の組織は、その内に明確な分業を含まない、單純な小規模協業であったと言える。

以上、我々は、當時の技術段階に對應する一般的な勞働過程についてみてきた。それは、基本的には、一・五頃前後、一具牛とそれに見あう農具、十人前後の勞働力をもって編成される技術構成的側面と、數人乃至十人前後の小規模協業をもって勞働される組織的側面との統一的過程として表現される。それ故、かかる勞働過程を通じてなされる經營—たとえば蕭大圜の場合など[130]—は、小經營範疇に屬するものである。かかる小經營は、當時の先進的經營であり、それ自身で一應自立した經營をなし得たに違いない。しかし、かかる安定した小經營は、當時一般的ではなかったと考えられる。なぜなら、そのような經營を行なうには、前述の基本的技術構成を編成する必要があり、そのために一應の資力と勞働力の確保を前提とするからである。そのような經營は、中農層をまって、はじめて可能となるものなのである。

では、一般的な小經營は、どのように位置づけられるべきであろうか。我々はそれを、非自立的な小經營であったと表現せざるを得ない。具體的に當時の小農民を見てみると、その家口數は一般的に五・六人であり、[130]そのうち勞働に堪え得る成人は二・三人であった。それ故、第一に勞働力の面で不適當であった。第二に、その生産手段について見ても、彼ら

の牛の所有は、概ね一頭乃至無牛[132]であり、耕起用具も鋤や耒など手勞働用農具を使用する例が多く見られる。[133]したがって、一具牛を編成することなど及びもつかない。耕地についても、傭作の盛行に窺える如く、當時にあっては、一頃以上[134]を耕作する小農民はまれであった。つまり、一般的な小經營は、それ自身で基本的技術構成を編成し得ないのである。

それ故、當時の基本的な技術構成を編成し、安定した經營體となるには、小農民經營は數家による經營の共同化を必要とする。つまり彼らの牛をもちより、一具牛を構成し、それにつり合う農具を共同購入しなければならないだろう。具體的様相は不明だが、實際に、許氏と共同耕作した殷鴻喬の例[135]もある。また前述の華北における勞働交換も、勞働過程の共同化の一斑を物語っている。したがって、ここでは他の小經營を前提にしているという點で非自立的である。しかしながら、かかる小農民數家による共同經營は、極めて困難であり一般的ではなかったと思われる。なぜなら、個々の家父長による家父長權の主張により、その經營はとりわけ組織的側面において不統一になる傾向をもっているからである。たとえば、前の殷氏と許氏の場合にも、結局は仲違いによって半ば不首尾に終っている。當時にあっては、むしろ富豪層の指導を通じてなされる共同經營の方が一般的であったと考えられる。ここで注意すべきは、先の勞働交換に見える「有牛の家」である。耕—種過程が、雨量の關係によって極めて短期間である華北にあって、他人の土地をも播種し得るだけの餘裕ある畜力保有者は、王皮のような十具牛をも保有する富豪層を置いて他にはないだろう。かくして、「有牛の家」と「無牛の家」との勞働交換は、富豪層と貧民「單劣の戸」との勞働過程の共同化に傾かざるを得ない。かかる狀況をその勞働力の面で端的に表現しているのは、煬帝の詔である。そこでは、「耕地があるとは言え、貧弱で自立して耕種し得ないものは、勞働力の多い富室と、勞働配分を行なって助けあうべきだ」[136]とされている。ここでは、その勞働配分が富室指導型になるのは、火を見るより明らかである。ところで、我々は、かかる形態によく似た共同經營があったことをすでに知っている。それは、あの富豪層とともに營作した非自立的な小作の第二形態である。ここでの相違は、それが自作であるか小作であるかという點だけである。つまり、ここで明らかなことは、自作小作を問わず當時の小經營農民は、富豪經

営をその前提として、はじめて自立し安定した経営體となり得たことである。

かくして我々は、自立した小経営が當時にあってはなお一般的に未展開であったという理由に到達し得る。それは、當時一般的な小農民層が、その勞働過程において富豪経営あるいは他の小経営との共同化を必須の前提としていたからに他ならない。[137] 當時にあって自立的な経営をなし得たのは、少なくとも基本的技術構成を編成し、それに相應した小規模協業を組織し得た、前述の中農層が行なう小経営であった。

しかし、當時の富豪経営は、このような數頃を経営規模とするような中農層ではない。王皮の場合のように、それは、十具牛といった數多くの「具牛」を單位とする経営であった。そこでいま假に、王皮の十具牛を例に富豪層の経営を考えてみよう。當時の基本的技術構成は、耕地一・五頃前後、一具牛とそれに伴なう農具、十人前後の勞働力であった。したがって、これを王皮の経営にあてはめれば、それは一五頃前後・十具牛とそれに伴なう十組の農具、百人前後の技術構成をもって行なわれたはずである。かかる構成をもって経営しうるのは、數十頃の土地を所有し、「百口」をもって表現される大家族を有し、趙琰のように數箇の耜刃(スキヤキ)を一度に購入し得る富豪層を置いて他にない。[138] ところで王皮の場合、その経営は百人前後で行なわれたはずであった。しかしそれは、ただちに百人前後の大規模協業に基づく経営が存在したことを意味するものではない。當時の技術構成が、すでに見たように畜力の導入や農具の改良によって、大規模協業を必要としないからである。當時の基本的技術構成に相應する勞働の組織は、小規模協業であった。王皮の場合、その経営は十具牛—つまり十の基本的技術構成を基礎にしていた。それ故、かかる技術構成のあり方に規定されて、百人前後の勞働力は必然的に十の協業組織に編成されざるを得ない。つまり、その経営は、十の基本的技術構成を基礎として成立する、十の小規模協業の算術的集合にすぎないのである。換言すれば、當時の富豪経営の勞働過程における組織形態は、基本的には小規模協業を前提としていたのである。したがって、その経営が擴大したとしても、それは小規模協業から大規模協業への進展を意味しない。ただ小規模協業が算術的に擴大されただけのことである。當時の経営がかかる小規模協業の算術的集

合であったことは、當時の耕地が多分に散在性を有したことによっても傍證し得る。耕地の散在は、勞働力の分散—經營の分散を前提としているからである。

ところで我々は、第一章においてかかる散在耕地には管理者が置かれていたことを見た。じかし、この管理者は、專業の監督勞働者ではない。鄧元起の田人や柳元景の守園人の例に見るように、[139]彼らは自ら勞働力として働いているからである。また、大規模な經營を行なう場合、「奴教子」の主人「呂慶祖」のように、耕地を見回るだけで、勞働しないものもいた。[140]しかし、彼らもまた監督勞働者なのではない。「呂慶祖」の場合に明らかなように、彼らは耕地の管理を「奴教子」にまかせ、自らは勞働過程の埒外にあったからである。したがって、かかる富豪經營は、その經營が如何に大規模になったとしても、その内に分業を含まない、單純な小規模協業の集合體であったことを確認し得る。

以上を通して見るなら、我々は、當時の富豪經營を大經營範疇をもって規定することはできない。なぜなら、彼らがその勞働過程において、分業に基づく協業を組織することはなかったからである。他の一般的小經營に比すれば、確かに富豪經營は大規模であった。しかしそれは、小規模協業の單純に擴大された經營であるに過ぎない。したがって、そのような經營の擴大からは、その擴大に比例した生產量の增大がもたらされはするものの、勞働組織の革新を通して表われる質的な生產力の增大は何ら見られない。それ故、當時の富豪經營は、本質的には中農層の小經營と何らかわるところがなかったと言える。

では、何故に富豪經營が、勞働過程の組織的側面においても一般的小經營より安定した經營を營み得たのか。まず第一に、小規模協業とは言っても、それは、前述した畜力牽引を中核とする先進的な技術構成に相應したものであった。それ故、手勞働を基礎とする一般的小經營の粗放な協業よりも安定した經營體たり得たのである。また、五・六口を標準とする他の一般的小經營と異なり、富豪層は大家族を擁し、かつ外延の小經營から析出されてくる傭作を雇用するなど、餘力ある勞働力をもっていた。それ故、たとえば「四民月令」に「耕牛を養って、耕作者を選任する」[141]と見える如く、彼ら

は、最も適した人物を選んで勞働を組織し得た。したがって、その勞働過程の熟練度は一般的小經營に比してより高度に達成される。つまり、富豪經營は、極めて意圖的・組織的な協業を編成することができたのである。かくして、當時の史料は、かかる富豪經營が極めて安定したものであったことを表現している。たとえば、徐耕の言に見えるように、連年の不作にあっても「富室・承陂の家」だけがすべて豐作で、旱害で苦しめられているのは貧民ばかりであったし、[142] 北齊後主の詔に見えるように、水害にあった人民が饑餓で自立できない時、國家が諸富戶に附託して、その生命を救濟させていること[143]などは、その好例である。

さて、以上の勞働過程の考察において、我々は、それに對應して表現される社會關係をつとめて度外視してきた。では、かかる勞働過程を基礎として、それに最も適合した形で經營することのできる社會關係とは、どのようなものであったのか。一般的小經營による小作は適合的ではない。なぜなら、すでに述べたように當時の勞働過程のあり方からすれば、富豪經營を別とすれば、單獨の小經營による自立した經營は不可能だったからである。當時の勞働過程に適合した經營をなすためには、その個々の要素が直接に經營主の所有・指揮下にあることが必要である。とすれば、當時の技術構成を完成し、意圖的協業を組織しうる經營は、家族・家內奴隸・傭作をもって營まれた、富豪層の直接經營を置いて他にはない。當時の史料が、雄辯にそれを物語っている。祖逖や李叔堅の經營が、家族・奴隸を使用したものであることについてはすでに述べた。[144] この他に、勞役する必要のある場合には「卑・幼競い集った」[145] 李氏のように、家族勞働を主體とする經營もあった。だが、要術卷頭雜說に「農事をうまくはかどらせようとするなら、まずその農具を鋭利にし、氣に入るようにして人を使えば、人は勞苦を忘れる」[146] とみえるように、その主要な勞働力は使用人であった。そして、要術が「家僮に曉示」[147]するために編纂されたものであることを考えれば、その使用人が主として家內奴隸であったことは疑うまでもない。また龐儉が牛馬を使って耕種する家內奴隸を買ったり、[148] 石勒が諸奴とともに耕作していること、[149] 十夫客となった郭原平が、その主人の下で諸奴と勞役に從事していたり、[150] 劉氏の耕地が衆奴によって經營されていることなどの例は、それを

端的に表現している。そのうえ、ここに見える「諸奴」「衆奴」は、明らかに複數であり、前述の小規模協業による經營の具體例を提供している。かくして我々は、當時の勞働過程に適合した經營における社會關係は、奴隷・家族を中心的勞働力とする家父長的奴隷制關係であったことを確認できる。そして、かかる社會關係を基軸として營まれる經營は、やはり基本的には家父長的奴隷制經營であると言わざるを得ない。

しかし、かかる直接經營の內部には、小經營を形成しつつある奴隷がいた。かかる奴隷の形成は、當時の勞働過程が粗放な大規模協業を前提とするものでなく、畜力牽引を動力とする組織的な小規模協業を前提とするまでに發展していたことに起因している。しかし、かかる奴隷の小經營は、富豪層が所有し編成する技術構成を前提として、はじめて可能なのであった。それ故にこそ、なお富豪經營內部に包攝されざるを得なかったのである。かく見てくれば、富豪の家父長的奴隷制經營は、當時の生產力段階にあっては、次第に制約と化しつつあったことがわかるのである。

ところで富豪經營は、王甕の別墅のように、その外延に他の小經營による小作地を配する場合があった。かかる小作地の小經營は、安定した經營を行なうために、一般的には富豪經營との勞働過程の共同化を必須としていた。かかる勞働過程の共同化は、それ自身が一種の經濟外強制として機能していたことを表わす。なぜなら、それを前提としないかぎり、小作地の小經營は、自立し安定した經營を行ない得ないからである。また、勞働過程の共同化によって、勞働過程における直接的な收奪を受ける可能性をもっており、それ自身では非自立的な小經營であったとは言え、かかる小經營は、一應、富豪經營からは相對的に自立した經營を行なっていた。また注意すべきは、當時の勞働過程が、單獨の小經營によっても自立した經營を營みうるまでに小規模化していたことである。したがって、條件さえ整えば小作農民の中においても自立した經營をなし得るものが、部分的には存在することができたのである。それ故富豪層の大土地所有內部には、不充分ながら農奴制ウクラードが形成されていたと見られるのである。かくして、かかる小經營による小作をその外延に配した富豪經營は、それとの地代收取を通じて、ますます安定した經營として表われざるを得ない。

おわりに

以上の考察をふり返りながら、我々は、當時の富豪層による土地所有と經營の性格規定を試み、小論をしめくくろうと思う。

富豪層の土地所有は、私的性格の最も濃厚である宅を基點として擴大され、「一圓的」所有とその散在性との統一として所有された、大土地所有であった。かかる所有地は、直營地と間接經營地とに分けられた。直營地の經營—富豪經營は、數十口乃至百數十口からなる家父長制家族、及びその外延上の小經營から析出されてくる樣々な傭作形態を勞働力としていた。このように資力と勞働力に餘裕をもった富豪經營は、當時の生產力段階を表現する基本的技術構成をいくつか編成し、それに相應していくつかの小規模協業を意圖的に組織することができた。しかし、大規模な經營であったとは言え、富豪經營は、このような小規模協業を算術的に集合したものにすぎなかった。つまりそれは、本質的には小經營と異なるものではなかった。ともあれかかる富豪經營が、當時にあっては最も先進的であり、かつ安定した經營であったことにかわりはない。ところで、そこに見られる勞働力の主體は、家內奴隸であった。その意味で、富豪經營は、基本的には家父長的奴隸制經營として規定されねばならない。しかしそれは、その內部に「未來の農奴」とも言うべき奴隸の小經營を胚胎していた。そこでは、家父長的奴隸制は、その外郭としてのみたち現われているにすぎない。つまり、かかる家父長的奴隸制經營は、六朝期においては事實上の形態轉化を遂げつつあったのである。

富豪層は、直營地の他に間接經營地をもつことがあった。この間接經營地は、富豪經營の外延にある小經營によって小作された。ところで、當時一般の小經營農民は、基本的技術構成とそれに對應する協業を、單獨では組織することができなかった。それ故、安定した經營となるためには、他の經營との勞働過程の共同化を必要とした。つまり、自立した小經營は、當時なお一般的に未展開なのであった。それ故、當時の小作形態も、概ね富豪經營を前提とし、それとの勞働過程

の共同を必須とする小經營によってなされたと考えられる。しかし、かかる小作農は、勞働過程の共同化を前提とはするものの、一應富豪經營とは別に小經營を維持していた。そして、勞働過程の共同化を前提としていたことは、それ自身が經濟外強制として機能せざるを得ない。したがってそこでは、不充分ながら農奴制ウクラードが形成されていたと見られるのである。しかし、農奴制成立の根幹をなすとされる自立した小經營は、當時にあってはなお未展開であり、かかる農奴制ウクラードそのものは不安定であり、一般的に成立していたわけではない。

かく見てくれば、富豪層の大土地所有の中核的經營は、富豪層による家父長的奴隷制經營であり、當時の生產力發展の起點をなすものであったと言える。そして、外延の小經營によってなされる小作は、かかる富豪經營をより安定したものにするための副次的ウクラードにすぎないのである。だが當の家父長的奴隷制經營も、その內部では奴隷の小經營を生みだしつつ、事實上の形態轉化を遂げつつあった。かかる意味において富豪層の大土地所有を見るならば、我々はそれを、移行的・過渡的な土地所有として規定することができよう。

ともあれ、新しい生產關係に基づく大土地所有が出現するには、富豪經營の解體を必然とする。なぜなら、新しい生產關係は、外的諸條件を捨象するならば、先進的な經營の中からしか生れてこないからである。そして、現實に富豪經營は、六朝期にはすでにその解體の第一歩を踏みだしていたのである。そのような意味において、富豪經營—とりわけその中核としての家父長制家族は、新しい生產關係を生みだすための階級的基盤をなしたものと言い得る。かくして、家父的奴隷制範疇の有效性と限界とが自ずと明らかになる。それは、五〇年代の西嶋—堀氏のように、單一に漢唐期の全社會構造を規定し得る範疇ではなかったのである。

さて、二世紀後半から六世紀末に至る富豪層の大土地所有を以上のように考えるなら、それは、唐中期以後判然と形成されてくる地主—佃戶制の一つの主要な原質として把握され得るであろう。したがって、基本的には家父長制小家族を基盤とし、均田制をその完成形態とする漢唐「個別人身支配體制」論は、少なくともその六朝期以後における適用を再檢討

する必要があろう。第一に、そこでは富豪層の大土地所有及びその中核としての家父長的奴隷制經營の位置づけは、すでに放棄されているからである。第二に、それは、地主―佃戸制成立過程を一面的にしかとらえられないからである。「個別人身支配體制」論では、地主―佃戸制を形成してゆくものとして、均田制小農民が位置づけられ、その直接的な兩極分解が措定されているかの如くである。しかし、すでに見たように、當時の一般的小經營は、新たな生産關係をそれ自身の內部から生みだし得るような先進的經營―生産力發展の起點ではなかった。それ故、それ自身では直接的な地主―佃戸制形成過程の階級的基盤たり得ないからである。つまり、「個別人身支配體制」論では、富豪層の大土地所有を積極的に取り込めないために、明らかにその發展的契機が缺落してしまうのである。ともあれ、漢六朝期の社會をどのように規定するかは、全構造的に考察把握されるべきであるから今はさて置き、小論に卽してそのウクラード論のみを問題にすれば、二世紀後半から六世紀末に至る所謂中世前期は、長い中國農奴制形成過程の第一段階をなすものとして把握することができよう。(152)

註

(77) 後漢書列傳第七〇文苑傳下侯瑾傳に

侯瑾字子瑜。敦煌人也。少孤貧。依宗人居。性篤學。恒傭作爲資。暮還。輒爇柴以讀書。

太平御覽卷四一三所引蕭廣濟「孝子傳」に

申屠勳字君遊。河內汲人。少失父。與母孤貧。傭作供養。

(78) 三國志魏志卷一一管寧傳裴註所引「高士傳」焦先傳に

或數日一食。欲食則爲人賃作。人以衣衣之。乃使限功受直。足得一食輒去。人欲多與。終不肯取。

同右裴註所引「魏略」焦先傳

饑則出爲人客作。飽食而已。不取其直。

これによって、客作が傭作を指す語句であることが分かる。なお、太平御覽卷五〇八所引「高士傳」に

夏馥字子治。陳留圉人也。……入相慮山中。爲治工客作。形貌毀悴。積傭三年。而無知者。……馥獨難曰。以爲人所棄。不宜復齒鄉里矣。留賃作不歸。

(79) 宋書卷九一孝義傳吳逵傳に

家徒壁立。冬無被袴。晝則庸賃。夜則伐木燒塼。此誠無有懈倦。

梁書卷一八馮道根傳に

馮道根字巨基。廣平鄴人也。少失父。家貧。傭賃以養母。

(80) 晉書卷八九忠義傳王育傳に

王育字伯春。京兆人也。少孤貧。爲人傭牧羊。

太平御覽卷六六二所引葛洪「神仙傳」に

陳安世。京兆人。爲灌叔本傭。稟性慈仁。叔本好道。有二道人。託爲書生。

顏氏家訓後娶篇第四

身沒之後。辭訟盈公門。謗辱彰道路。子誣母爲妾。弟黜兄爲傭。

なお、例はあげないが、傭作はこの他にも傭客・客・傭力・賃・客傭などと稱された。

(81) 北堂書鈔卷九七好學第一一（出典不載）に

孔安。貧。與人傭鋤。休息輒誦書。精專如此。

初學記卷十八所引崔鴻「後燕錄」に

魏郡王高。秦末饑亂。夫妻晝則傭耕。夜則伐草燒塼。

太平御覽卷四七二所引「搜神記」に

有周寧嘖者。……貲至千萬。先時有嫗者。常往寧嘖。傭賃墅舍。

先に引用した傭作や客作の例は、作の字から考えて、恐らく農耕に從事したものを指すのであろう。なお、後漢時代の傭耕についての例は、次の論文を參照されたい。

天野元之助「漢代豪族の大土地經營私論」（『瀧川博士還曆記念論文集』　一九五七）

多田狷介「後漢豪族の農業經營—假作・傭作・奴隸勞働—」（『歷史學研究』第二八六號　一九六四）

(82) 一世紀の例ではあるが、後漢書列傳第一七鄭均傳に

兄爲縣吏。頗受禮遣。均數諫止。不聽。卽脫身爲傭。歲餘得錢帛。歸以與兄。

三國志魏志卷一一管寧傳裴註所引「魏略」扈累傳に

至嘉平中。年八九十。裁若四五十者。縣官以其孤老。給廩日五升。五升不足食。頗行傭作。以裨糧。糧盡復出。

法苑珠琳卷五七所引「冥報記」に

隋楊州卞士瑜者。其父在隋。以平陳功。授儀同。慳悋。嘗雇人築宅。不還其價。作人求錢。卞父鞭之。

なお、註(78)所引「高士傳」「魏略」參照。

(83) 群書治要卷四五所引崔寔「政論」に

長吏雖欲崇約。猶當有從者一人。假令無奴。當復取客。客庸一月千（錢）。

前掲註(57)太平經に見える客の場合「一歲數千（錢）」とある。月になおせば、約數百錢となろう。

(84) 前掲註(57)太平經・(82)後漢書鄭均傳・(83)政論に見える傭作以外は、短期的傭作もしくは日傭とみなし得る。

(85) 太平御覽卷四八五所引「宋書」に

武帝劉裕。少時其家大貧。與人傭賃。及登帝位。耕具猶存。

(86) たとえば、太平廣記卷四二六所引「五行記」に

晉孝武太元五年。譙郡譙縣袁雙。家貧。客作。暮還家。道逢一女。年十五六。姿容端正。卽與雙爲婦。五六年後。家資甚豐。

(87) 續高僧傳卷一釋寶唱傳に

釋寶唱。姓岑氏。吳郡人。卽有吳建國之舊壤也。少懷恢敏。清貞自蓄。願惟隻立。勤田爲業。資養所費。終於十畝。至

於傍求。傭書取濟。

(88) 南齊書卷五五孝義傳吳達之傳に

吳達之。義興人也。姨亡。無以葬。自賣爲十夫客。以營家槨。從祖弟敬伯夫妻。荒年被略賣江北。達之有田十畝。貨以贖。與之同財共宅。

また太平御覽卷五一七所引「齊書」に

吳達之。義興人。姨亡。無以具葬。乃自賣爲十夫傭。以營葬。

宋書卷九一孝義傳郭世道傳附郭原平傳に

父亡。……營壙凶功。不欲假人。……又自賣十夫。以供衆費。……葬畢。詣所買主。執役無懈。與諸奴分務。每讓逸勞。主人不忍使。每遣之。原平服勤。未曾暫替。所餘私夫。傭賃養母。有餘。聚以自贖。

(89) 當時、一般に定量の勞働に對する對價を「夫直」と言った。たとえば、文選卷四〇任昉「奏驃劉整」に

當伯。天監二年六月。從廣州還至。整復奪取云。應充衆。准雇借上廣州四年夫直。今在整處。

宋書卷九一孝義傳吳逵傳に

鄰里嘉其志義。葬日。悉出起助。送終之事。亦儉而周禮。逵時逆取鄰人夫直。葬畢。衆悉以施之。逵一無所受。皆傭力報答。

したがって、ここに見える「十夫」とは定量の勞働である。濱口重國氏は、「十夫客」を質入奴婢とされ(註64論文)、草野靖氏は勞働消却債奴とされる(「唐律に見える私賤民奴婢・部曲に就いての一考察」『重松先生古稀記念九州大學東洋史論叢』一九五七)。思うに妥當であろう。

(90) 前掲註(88)南齊書吳達之傳參照。郭原平が宅を所有していたことについては、宋書卷九一孝義傳郭世道傳附本傳に

居宅下濕。遶宅爲溝。以通淤水。宅上種少竹。春月夜有盜其筍者。

と見える。

(91) 南齊書卷四六陸慧曉傳附顧憲之傳に

山陰一縣。課戶二萬。其民貲不滿三千者。殆將居半。刻又刻之。猶且三分餘一。凡有貲者。多是土(南史作士)人復除。其貧極者。悉皆露戶役民。三五屬官。

前掲註(26)高橋論文では、貲三千錢を土地十畝に換算している。從うべきであろう。

(92) 魏書卷七〇傅永傳に

與道固俱降。入爲平齊民。父母並老。飢寒十數年。賴其彊於人事。勤力傭丐。得以存立。

北史卷五五房謨傳に

又使傭賃。令作衣服。終歲還家。無不溫飽。全濟甚多。

北史卷八九藝術傳上由吾道榮傳に

又遊燕趙間。聞晉陽有人。大明法術。乃尋之。是人爲人家傭力無名者。久求訪始得。

周書卷四〇顏之儀傳附樂運傳に

年十五。而江陵滅。運隨例遷長安。其親屬等多被籍。而運積年爲人傭保。皆贖免之。

隋書卷七二孝義傳華秋傳に

華秋。汲郡臨河人也。幼喪父。事母以孝聞。家貧。傭賃爲

養。

(93) 晉書卷九三外戚傳王恂傳に

魏氏給公卿已下租牛・客戶。數各有差。自後小人憚役。多樂爲之。貴勢之門。動有百數。又太原諸部。亦以匈奴胡人爲田客。多有數千。武帝踐位。詔禁募客。

晉書卷二六食貨志に

而又得蔭人。以爲衣食客及佃客。……其應有佃客者。官品第一第二者。佃客無過五十戶。……第八品第九品一戶。

(94) 隋書卷二四食貨志に

都下人多爲諸王公貴人左右・佃客・典計・衣食客之類。皆無課役。官品第一第二。佃客無過四十戶。……第八品十戶。第九品五戶。其佃穀皆與大家量分。

南齊書卷十四州郡志上南兗州條に

時百姓遭難。流移此境。流民多庇大姓以爲客。元帝大興四年。詔以流民失籍。使條名上有司。爲給客制度。而江北荒殘。不而檢實。

(95) 通典卷七丁中條に

其時承西魏喪亂。周齊分據。暴君慢吏。賦重役勤。人不堪命。多依豪室。禁網隳紊。姦僞尤滋。高煩覩流冗之病。建輸籍之法。於是定其名輕其數。使人知爲浮客被彊家。收大半之賦。爲編甿奉公上。蒙輕減之征。〔原註　浮客謂避公稅依強家。作佃家也。……〕

(96) 梁書卷三武帝紀下に

如聞。頃者豪家富室。多占取公田。貴價僦稅。以與貧民。傷時害政。爲蠹已甚。自今公田悉不得假與豪家。已假者特聽不追。其若富室給貧民種粮。共營作者。不在禁例。

(97) 六朝期の假作形態を傳える史料は、管見の限りでは、他に次の例が殘されているだけである。宋書卷九九二凶傳元凶劭傳に

成服日。劭登殿臨靈。號慟不自持。博訪公卿。詢求治道。薄賦輕繇。損諸遊費。田苑山澤。有可弛者。假與貧民。

魏書卷九肅宗紀孝昌二年條に

丙午。稅京師田租畝五升。借貸公田者畝一升(北史作斗)。

(98) かかる傾向は、北朝にあっても同樣である。通典卷二田制下所引「關東風俗傳」に

其賜田者謂公田。及諸橫賜之田。魏令。職分公田。不問貴賤。一人一頃。以供芻秣。自宣武出獵以來。始以永賜。得聽賣買。遷鄴之始。濫職衆多。所得公田。悉從貨易。……又河渚山澤。有司耕墾。肥饒之處。悉是豪勢。或借或請。編戶之人。不得一壟。

(99) 一般に「租賃」とあっても、それが生產物地代であったことは、前揭註(97)魏書に見える「借貸公田」が、生產物を上納させていることからも分かる。またその地代額は、前揭註(94)隋書に「與大家量分」、前揭註(95)通典に「收大半之賦」と見えるところから、概ね收穫物の二分の一乃至三分之二であったと考えられる。

(100) 通典卷一田制上所引崔寔「政論」に

故下戶跼蹐。無所跱足。乃父子低首。奴事富人。躬帥妻孥。爲之服役。……歲小不登。流離溝壑。嫁妻賣子。其所以傷心腐藏。失生人之樂者。蓋不可勝陳。

(101) 『中國農業史研究』自序（一九六二　御茶の水書房）「魏晉

南北朝時における農業生産力の展開」（『史學雜誌』第六六編第一〇號　一九五七）

(102) 以下の記述については、前記した天野氏の研究の他、次の著書を參照した。西山武一著『アジア的農法と農業社會』（一九六九　東京大學出版會）熊代幸雄著『比較農法論』（一九七〇　御茶の水書房）

(103) 「齊民要術と二年三毛作」（『東洋史研究』第一七卷第四號　一九五九）

(104) 晉書卷一一四苻堅載記下に

堅兄法子東海公陽。與王猛子散騎侍郎皮謀反。……讓皮曰。丞相臨終。託卿以十具牛爲田。不聞爲卿求位。

(105) 太平御覽卷二二四所引「晉起居注」に

太康七年。詔曰。尚書馮紞。忠亮在公。歷職內外。勤恪匪懈。而疾未差。屢求放退。其以紞爲散騎常侍。賜錢二千萬牀帳一具。

(106) 洛陽伽藍記卷五に

至于闐國。王頭著金冠。似雞幘。頭後垂二尺。生絹廣五寸。以爲飾。威儀有鼓角・金鉦・弓箭一具・戟二枝・槊五張。左右帶刀。不過百人。

(107) 『江蘇徐州漢畫象石』（一九五九　江蘇省文物管理委員會）

(108) 吳榮曾「和林格爾漢墓畫中反映的東漢社會生活」（『文物』一九七四年一期）で、次のような壁畫の說明が行なわれている。

畫上の耕牛は、耳室中の耕田圖と同樣に、すべて一人が二頭だての牛を驅りたてている。犂の構造は、畫面ではもうはっきりしなくなっているが、「二牛抬杠」形式だと思われる。（二七頁）

他に、王莽～東漢初期のものとされる「山西平陸棗園村壁畫漢墓」（『考古』一九五九年九期）には、二黑牛を驅って耕起している圖がある。なお後揭註(117)嘉峪關漢墓にも、二牛に犂を引かせている圖が見える。

(109) 齊民要術卷一耕田第一所引崔寔「政論」に

今遼東耕犂。轅長四赤。廻轉相妨。既用兩牛。兩人牽之。一人將耕。一人下種。二人挽耰。凡兩牛六人。一日耰種二十五畝。

「政論」は、後漢末に著述されたものである。したがって、ここに見える耕犂は後漢末のものである。ところで、右の本文に續く賈氏の原註に

今自濟州已西、猶用長轅犂・兩脚耰。

と見える。北魏期にも濟州以西では遼東の耕犂に似た長轅犂が使用されていたのである。だが、北魏の長轅犂では、兩脚耰による畜力播種が前提されており、手播を前提とする遼東耕犂段階より一層組織的な畜力利用が進展している。

(110) 「具牛」について、西山武一氏は牛三頭と解され（前揭註(102)著書八五頁）、天野元之助氏は二頭以上と解される（前揭註(101)著書）。だが「具牛」が牛だけのセットでないことについてはすでに述べた。また、牛の頭數にしても、本文で述べたように、基本的には二牛であった。なお「具牛」の註解については、西山・熊代譯『齊民要術』（一九六九年再版　アジア經濟研究所）卷頭雜說譯註三（一四頁）參照。

(111) 齊民要術卷頭雜說に

凡人家營田。須量己力。寧可少好。不可多惡。假如一具牛。總營得小畝三頃。據齊地大畝。一頃三十五畝也。……如一具牛。兩箇月秋耕。計得小畝三頃。

(112) 米田賢次郎「所謂『齊民要術卷頭雜說』について」(『史林』第四八卷第一號　一九六五)

(113) 卷頭雜說がどの時期の農業技術を傳えるものであるかについて、一般的にはその用語などから要術の筆者賈思勰以後のものとされている。これに對し、そこに見える度量衡・農業技術の檢討を通じ、卷頭雜說を要術以前の農業技術を傳えたものとされたのが、米田賢次郎氏である(前掲註(112)論文)。氏の論證は周到かつ說得力に富むものであり、卷頭雜說の原型を要術以前に遡らせるという點で、基本的に同意し得る。しかし、どの時代まで遡らせるかについて、周到な米田氏は、はっきりした結論を保留されているかの如くである。私は、卷頭雜說を後漢以前に遡及させることは無理ではないかと考える。卷頭雜說では、一具牛による秋耕可能面積を基準として、その適正經營規模を規定していること(註(111)參照)から、それは、當然秋耕が定着した時期以後のものである。したがって、秋耕を無視する前漢後期の氾勝之書段階以後でなければならない。また後に述べるように(註(127)參照)、漢代の代田法と卷頭雜說とに見られる技術構成を比較した場合に、とりわけその經營面積において、極端な集約化が看取される。したがって、粗放から集約へという中國農法の進化の方向を考え合せるならば、當然それは後漢期以前ではあり得ない。本文で卷頭雜說の原型を二世紀〜五世紀とした所以である。

(114) 後漢六朝期には、一應二四〇步一畝制が公的畝制として使用されていた。ただし、その基礎となる尺制が時代によって長短差があり、小論の論旨にはさほど影響しないが、具體的な面積にもずれがある。これについては、前掲(101)天野論文參照。

(115) 漢書卷二四食貨志上に

其耕耘下種田器。皆有便巧。率十二夫爲田。一井一屋。故晦五頃。用耦犂二牛三人。一歲之收。常過縵田晦一斛以上。善者倍之。

(116) 註(109)參照。

(117) 「嘉峪關漢畫像磚墓」(『文物』一九七二年十二期)嘉峪關新城漢墓畫像磚內容登記表第一號墓畫磚編號第三四、及び圖版捌の一「耕種」參照。

(118) 註(117)第三號墓畫磚編號第一六參照。

(119) 齊民要術卷一耕田第一原註に

今自濟州已西。猶用長轅犂・兩脚耬。長轅耕平地尙可。於山澗之間。則不任用。且廻轉至難。費力未若齊人蔚犂之柔便也。兩脚耬種壠穊。亦不如一脚耬之得中也。

六朝期華北にあっては、兩脚耬・一脚耬の使用されていたことが分かる。かかる耬犂が、一牛一人で操作されたことについては、次の例で明らかである。要術卷一種穀第三に

凡種。欲牛遲緩行。種人令促步。以足躡壠底。〔註〕牛遲則子勻。足躡則苗茂。足跡相接者。亦不可煩撻也。

なお、前掲註(102)西山著書三二頁參照。

(120) 齊民要術卷一種穀第三に

凡春種欲深。宜曳重撻。夏種欲淺。直置自生。

これによれば、まき溝が深い春種の場合には、撻が曳かれている。また前掲註(119)要術種穀第三原註では、耬犂の操縱者が足で細密に鎮壓してゆく場合には、撻の必要がないと言っている。

(121) たとえば、濟州以西で使用された兩脚耬には、長轅犂による耕起（整地）過程が、齊で使用された一脚耬には、尉犂による耕起（整地）過程が、前提されている。前掲註(119)要術耕田第一原註參照。

(122) 前掲註(117)第三號墓畫磚編號二二には耕起過程、同畫磚編號二三には整地過程が描かれている。

(123) 註(117)參照。

(124) 通典卷一田制上に

太武帝初爲太子監國。曾令有司。課畿內之人。使無牛家。以人牛力相貿。墾殖鋤耨。其有牛家。與無牛家。一人種田二十畝（魏書卷四世祖紀作二二畝）。償以耘（魏書作私）鋤功七畝。如是爲差。至與老小無牛家。種田七畝。老小者償以鋤功二畝。皆以五口下貧家爲率。

かかる勞働交換は、北朝全期に渉って行なわれた。魏書卷八○樊子鵠傳に

後出除散騎常侍本將軍殷州刺史。屬歲旱儉。子鵠恐民流亡。乃勸有粟之家。分貸貧者。幷遣人牛易力。多種二麥。州內以此獲安。

また周書卷二三蘇綽傳「六條詔書」其三に

夫百畝之田。必春耕之。夏種之。秋收之。然後冬食之。此三時者。農之要也。……若此三時。不務省事。而令民廢農者。是則絕民之命。驅以就死然。單劣之戶。及無牛之家。勸令有無相通。使得兼濟。

また隋書卷二四食貨志に

至河淸三年。定令。……人有人力無牛。或有牛無力者。須令相便。皆得納種。使地無遺利。人無遊手焉。

また通典卷一田制上に

孝文太和元年。三月。詔曰。去年牛疫死太半。今東作既興。人須肆業。有牛者加勤於常歲。無牛者倍傭於餘年。一夫制理四十畝。中男二十畝。無令人有餘力。地有遺利。

この詔は、無牛者と有牛者とを前提にしている。先の數例とつきあわせて考えれば、この傭の字は、傭作の義ではなく、勞働交換を指すと考えるべきである。

(125) たとえば、齊民要術卷一種穀第三所引楊泉「物理論」に

種作曰稼。稼猶種也。收斂曰穡。穡猶收也。古今之言云爾。稼農之本。穡農之末。本輕而末重。前緩而後急。稼欲熟。收欲速。此良農之務也。

(126) 梁高僧傳卷三釋法顯傳に

嘗與同學數十人。於田中刈稻。時有飢賊。欲奪其穀。諸沙彌悉奔走。唯顯獨留。

(127) 内容から考えて、そんなに廣い土地ではないはずである。前漢期の代田法では、耦犂二牛三人を中核として、五頃（二四○歩一畝）を經營面積とする十二（夫）家の經營を標準としている（註(115)參照）。これと六朝期の基本的技術構成とを比較するならば、我々は、そこに極端な集約化を見いだすだろう。ここに、漢六朝間における生產力の增大の一側面を看取することは、そう難かしいことではない。

(128) 晉書卷六二祖逖傳に

躬自儉約。勸督農桑。剋己務施。不畜資產。子弟耕耘。負擔樵薪。

なお註(58)參照。

(129) かかる傾向を最もうまく表現するのは「癸卯歲始春懷古田舍」詩其二（箋注陶淵明集卷三）である。

先師有遺訓。憂道不憂貧。瞻望邈難逮。轉欲志長勤。秉耒歡時務。解顏勸農人。平疇交遠風。良苗亦懷新。雖未量歲功。即事多所欣。耕種有時息。行者無問津。日入相與歸。壺漿勞近隣。長吟掩柴門。聊爲隴畝民。

なおそこには、かかる中農層と近隣の農民との共同耕作を彷彿させるものがある。

(130) 周書卷四二蕭大圜傳に

尋加大圜車騎大將軍儀同三司。并賜田宅奴婢牛馬粟帛等。……大圜深信因果。心安閑放。嘗言之曰。……豈如知足知止。蕭然無累。……果園在後。開牖以臨花卉。蔬圃居前。坐簷而看灌。二頃以供饘粥。十畝以給絲麻。侍兒五三。可充紝織。家僮數四。足代耕耘。

ここでは、恐らく賜與を受けた牛馬が一具牛を構成したのであろう。ちなみに、かかる經營は、「知足」を信條とした大圜によってなされたものであるから、これによっても、そこに見える技術構成が當時の最低限かつ最も基本的な經營單位であったことが分かる。

(131) たとえば、前述の勞働交換の場合、五口下貧の家を規準としている。

(132) たとえば、魏書卷八八良吏傳張恂傳附張長年傳に

出爲寧遠將軍汝南太守。有郡民劉崇之。兄弟分析。家貧。惟有一牛。爭之不決。訟於郡庭。長年見之悽然。……即以家牛一頭賜之。

北史卷七〇孟信傳に

及去官。居貧無食。唯有一老牛。其兄子賣之。擬供薪米。

無牛の家のあったことは、言うまでもないだろう。

(133) 太平御覽卷五〇二所引謝沈「後漢書」に

楊后（當作厚字）字仲桓。廣漢人。潛身藪澤。耦耕誦經。……益州刺史焦參行部致謁。后惡其苛暴。時耕於大澤。即委鉏疾逝。

晉書卷八八孝友傳王談傳に

父爲鄰人竇度所殺。談陰有復讎志。而懼爲度所疑。寸刃不畜。日夜伺度。未得。至年十八。乃密市利鍤。陽若耕鉏者。

晉書卷九一儒林傳徐苗傳に

苗少家貧。晝執鉏耒。夜則吟誦。

南史卷十三宋衡陽文王義季傳に

嘗大蒐於郢。有野老帶苦而耕。命左右斥之。老人擁耒。對曰。昔楚子盤游。爰譏令尹。今陽和扇氣。播厥之始。一日不作。人失其時。

(134) もとより、小農民自身による經營も見える。後漢書列傳第七三逸民傳龐公傳に

龐公者。南郡襄陽人也。居峴山之南。未嘗入城府。……因釋耕於壟上。而妻子耕於前。

太平御覽卷四八四所引「典略」に

裴潛每之官。不將妻子。妻子貧乏。織荆芘以自供。群弟之田廬。常步行。家人小大。或并日而食。

だがこの場合、後者の例に明らかなように、極めて不安定な經營とならざるを得ない。

(135) 太平御覽卷四九六所引郭璞「易洞林」に

殷鴻喬令吾作卦。得大壯之夬。語之云。愼勿與許姓者。共事田作也。必鬪相傷。殷還宣成。遂與許姓共田。田熟。有所爭。此人舉杖。欲撞之。喬退思中間之戒。辭謝。僅乃得休。

(136) 隋書卷四煬帝紀下大業八年二月條に

甲寅。詔曰。……或雖有田疇。貧弱不能自耕種。可於多丁富室。勸課相助。使夫居者有斂積之豐。行役無顧後之慮。

(137) 古賀登氏は、前述の勞働交換を三老組織に關連づけ、それが五家一隣・耕牛二頭・耕犂一丁で組まれた、犂共同體を基礎としたものであることを論じておられる（「均田法と犂共同體」『早稻田大學大學院文學研究科紀要』一七　一九七二）。犂共同體云々を別とすれば、示唆に富む見解であると言えよう。しかし、かかる論證を中核として、當時の小農民が自立する水準にあったと解されるのは、少し無理ではないだろうか。古賀氏自身も述べておられるように、彼らは、勞働交換・牛及び犂の共同所有及び五家の小農民の協業を前提としていた。それこそ、まさに小農民が自立していないことを立證しているのではないだろうか。

(138) 北史卷三四趙逸傳附趙琰傳に

遣人買耜刃。得剩六耜。卽命送還刃主。刃主高之。義而不受。琰命委之而去。

(139) 鄧氏の場合には「田人」とあるから、彼が自ら耕作を行なっていたことは明らかである（註(20)參照）。柳氏の場合、宋書卷七七柳元景傳に

唯元景獨無所營。南岸有數十畝菜園。守園人賣得錢二萬。送還宅。元景曰。我立此園種菜。以供家中啖爾。乃復賣菜以取錢。奪百姓之利邪。以錢乞守園人。

と見える。ここでも、管理＝勞働である。

(140) 註(71)參照。あるいは、宋書卷七七沈慶之傳に

慶之每朝賀。常乘猪鼻無幰車。左右從者。不過三五人。騎馬履行田園。政一人視馬而已。……謂人曰。我每遊履田園。有人與馬成三。無人則與馬成二。

(141) 齊民要術卷三雜說第三〇所引崔寔「四民月令」十二月條に

休農息役。惠必下浹。遂合耦田器。養耕牛。選任田者。以俟農事之起。

(142) 宋書卷九一孝義傳徐耕傳に

耕詣縣陳辭曰。……此境連年不熟。今歲尤甚。晉陵境特爲偏祐。此郡雖弊。猶有富室承陂之家。處處而是。並皆保熟。所失蓋微。陳積之穀。皆有巨萬。旱之所弊。實鐘貧民。溫富之家。各有財寶。

(143) 北史卷八齊本紀下後主紀武平七年正月條に

詔。去秋已來。水潦。人飢不自立者。所在付大寺及諸富戶。濟其性命。

(144) 註(59)(60)參照。

(145) 北史卷八五節義傳李几傳に

李几。博陵安平人也。七世共居同財。家有二十二房一百九十八口。長幼濟濟。風禮著聞。至於作役。卑幼競集。鄉里嗟美。標其門閭。

(146) 齊民要術卷頭雜說に

欲善其事。先利其器。悅以使人。人忘其勞。且須調習器械。務令快利。秣飼牛畜。事須肥健。撫恤其人。常遣歡悅。

(147) 齊民要術序に

鄙意曉示家僮。未敢聞之有識。故丁寧周至。言提其耳。每事指斥。不尙浮辭。覽者無或嗤焉。

(148) 太平御覽卷五〇〇所引「風俗通」に

南陽龐儉。少失其父。後居閭里。鑿井得錢千餘萬。行求老蒼頭。使主牛馬耕種。直錢二萬。

(149) 晉書卷一〇四石勒載記上に

既而賣與荏平人師懽爲奴。……每耕作於野。常聞鼓角之聲。勒以告諸奴。諸奴亦聞之。因曰。吾幼來在家。恒聞如是。諸奴歸以告懽。懽亦奇其狀貌而免之。

(150) 前掲註(88)宋書孝義傳參照。

(151) 文選卷四〇任昉「奏彈劉整」に

其奴當伯。先是衆奴。整兄弟未分財之前。整兄寅以當伯貼錢七千。共衆作田。

(152) なお、小論を成すに當っては、戸田芳實・河音能平兩氏の日本中世領主制に關する諸勞作、とりわけ河音氏の「農奴制についてのおぼえがき」（『中世封建制成立史論』第六章　東京大學出版會　一九七一）から、多大の啓發を受けた。末尾になったが、記して感謝したい。